

松本市教育委員会と信州大学大学史資料センターとの連携協力に関する覚書

松本市教育委員会（以下「甲」という。）と信州大学大学史資料センター（以下「乙」という。）は、平成17年6月13日付けで締結した信州大学と松本市との「連携協定書」に基づき、相互に連携・協力し、旧制高等学校に関する資源及び研究成果等の交流を促進するため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲及び乙が両機関の連携のもと相互に協力し、資源及び研究成果等の交流を促進し、以て地域文化の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- 一 地域文化の振興に関すること。
- 二 教育及び人材育成に関すること。
- 三 生涯学習に関すること。
- 四 学術研究に関すること。
- 五 旧制高等学校記念館及び信州大学中央図書館の利用に関すること。
- 六 その他連携の目的を達成するために必要と認める事項

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進及び意思決定の迅速化等により、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、それぞれに窓口を設置し、相互に連絡調整を行うものとする。

（公表）

第4条 甲及び乙は、この覚書に基づく連携に係る事実及び内容について、事前に相手方との書面による合意なくプレスリリースその他一切の公表をしてはならない。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この覚書に基づく連携に当たり知り得た個人情報等の秘密事項については、次条に規定する有効期間の期間中及び期間終了後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならず、連携に係る目的以外に利用してはならない。ただし、第三者への開示について事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（有効期間）

第6条 この覚書は、平成30年11月1日から発効し、有効期間は2年とする。この場合において、当該有効期間の満了日の3カ月前までに、双方いずれからも連携終了の申出がないときは、更に当該有効期間の満了日の翌日から2年間更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第7条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、両機関記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年11月1日

甲 長野県松本市丸の内3番7号
松本市教育委員会



乙 長野県松本市旭3丁目1番1号
信州大学大学史資料センター

